

令和7年度埼玉県介護支援専門員レベルアップ研修事業業務委託における 企画提案募集要項

1 目的

県内の介護事業所に勤務する介護支援専門員に対し、専門的な知識の習得及び実践的な技術等の向上のための研修を実施し、業務に生かすことを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和7年度埼玉県介護支援専門員レベルアップ研修事業

(2) 委託業務の内容

別添の仕様書のとおりとする。

(3) 履行期限

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(4) 委託金額

2,257,200円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 応募資格

次の（1）から（7）に該当する者であること。

（1）日本国内に事務所又は事業所を有する法人であること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されていない者

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てがなされていない者

（4）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再手続開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者

（5）募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者

（6）募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者

（7）法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者

4 選定方法

公募型のプロポーザル方式とする。

（1）本業務を滞りなく完了するためには、受託者が高い業務遂行能力を有している必要がある。そのため、受託者の決定に当たっては、企画内容や事業経費の額のほか、実績を含めて総合的に判断する。

(2) 説明会は行わず、受託希望者から提出された企画提案書に基づき選考を実施する。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和7年4月24日（木）午後5時15分必着

(2) 提出方法

質問内容を様式1「質問票」に記載して電子メールで送付すること。

提出先のメールアドレスはa3240-18@pref.saitama.lg.jpとする。

また、提出時には電話により到達の確認を行うこと。

(3) 回答

質問者の法人名等を伏せた上で、質問者のほか企画提案に参加するすべての者に対し、令和7年5月2日（金）までにこの募集要項を掲載している県のホームページで回答する。

6 企画提案書等の提出

受託希望者は、次の内容を記載した企画提案書を提出すること（様式任意）。

なお、企画提案に必要な経費は企画提案者の負担とし、企画提案書は返却しない。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式2「提案書」を表紙とすること、その他様式任意）

(ア) 基本方針

・本業務を実施するまでの基本方針及び応募の動機

(イ) 事業概要

・事業の具体的なスケジュール案

・埼玉県介護支援専門員レベルアップ研修に係る提案（カリキュラム、予定される講師、テキスト、実施方法等）

・介護支援専門員の資質を向上するための手法に関する提案

・特に重要と考える課題とその解決のための提案

(ウ) 本業務を運営管理していく際の管理・実施体制

イ 業務実績調書（様式3「業務実績調書」）

・令和2年度から令和6年度までに国や地方公共団体から受託した業務等に係る実績

ウ 法人概要（組織図、パンフレット等）

エ 事業費等見積書（様式任意）

オ 3 応募資格（1）から（7）に該当する旨の誓約書（様式4「誓約書」）

(2) 提出方法

電子メールで送付すること。データの容量が大きい場合には、分割送付すること。

提出先のメールアドレスはa3240-18@pref.saitama.lg.jpとする。

また、提出時には電話により到達の確認を行うこと。

(3) 提出期限

令和7年5月16日（金）午後5時15分必着

7 選考結果

令和7年6月上旬までに文書にて通知する。

8 その他

企画提案書等を提出した者が1者のときは、審査委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

9 委託契約

埼玉県財務規則等関係法令に基づき締結する。

10 問合せ先及び書類の提出先

埼玉県福祉部高齢者福祉課介護人材担当

住所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電話：048-830-3232

e-mail : a3240-18@pref.saitama.lg.jp

11 その他留意事項

- (1) 提出書類は、本業務の委託先候補者の選定以外の目的に使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (2) 提出期限を過ぎて提出された応募書類は無効とする。また、提出後の差替え及び再提出は認めない。ただし、委託者の指示による場合はこの限りではない。
- (3) 書類提出後に参加を辞退する場合は、速やかに文書で埼玉県福祉部高齢者福祉課長に届け出ること。
- (4) 業務委託契約に当たっては、業務内容に関する細目事項等について、委託先候補者と県の間で協議し、委託契約書を締結する。なお、協議の上、企画提案の一部を変更する場合がある。
- (5) 業務委託契約に当たっては、埼玉県との契約実績等により契約保証金が必要になる場合がある。